①　不搬送件数の動向

第４回大阪府死因調査等あり方検討会

資料１

大阪市消防局救急課

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年数 | | Ｈ２３ | Ｈ２４ | Ｈ２５ | Ｈ２６ | Ｈ２７ |
| 出場件数 | | 210,194 | 214,953 | 220,131 | 218,281 | 219,876 |
| 不搬送件数 | | 44,466 | 45,073 | 45,286 | 42,804 | 41,760 |
| 内死亡数 | 3,029 | | 3,076 | 3,181 | 2,985 | 3,108 |
| 不搬送件数／死亡 | (6.8%) | | (6.8%) | (7.0%) | (6.9%) | (7.4%) |

②　不搬送となる基準

　不搬送の活動区分・・・　○現場処置　○拒否　○傷病者無　○酩酊　○死亡

不搬送（死亡）となる基準

《国通知》　消防庁救急企画室長　　　　消防救第36号　平成26年２月24日発出

　救急活動時における適正な観察の実施について

１　「救急業務において傷病者が明らかに死亡している場合の一般的な判断基準」

(1)意識レベルが、300であること。（痛み刺激に反応しない）

(2)呼吸が全く感ぜられない。

(3)総頸動脈で脈拍が全く触知できない。

(4)瞳孔の散大が認められ、対光反射が全くないこと。

(5)体温が感ぜられず、冷感が認められること。

(6)死後硬直又は、死斑が認められること。

**※以上の全てが該当した場合**

２　「救急業務おいて傷病者が明らかに死亡している場合の一般的な判断基準」のほか、次の事項に十分留意すること。

(1)傷病者の観察にあたっては「明らかに死亡している」という先入観は持たず、慎重に行うとともに、聴診器、血圧計、心電図等の観察用資器材を活用し、的確な傷病者観察を行なうこと。

(2)判断に迷う場合は、指示医師に報告し指示、指導、助言を受けること。

　《大阪市消防局通知》　救急課長　　　　　消救第965号　平成26年２月25日発出

　　救急活動における適正な観察の実施について

　大阪市消防局救急規程運用要綱第１０条を遵守するとともに、別添（消防庁通知第36号）のとおり各種観察用資器材を活用し、６項目すべての確認を確実に行うとともに的確な傷病者の観察を実施する。

（参考）

　　大阪市消防局救急規程運用要綱第10条

規程第20条の明らかに死亡している場合の判断基準は、次に揚げるところによる。

①頚部又は体幹部が離断している場合で、客観的に死亡していることが明らかな場合。

②死後硬直の起こっている場合又は、死斑の状況から一見して判断される場合で、客観的に死亡していることが明らかな場合。

③　不搬送となる場合も警察に必ず引き継ぐこと

　⇒・救急隊到着時、前述のとおり明らかに死亡と判断した場合の活動にあっては、所轄警察署に連絡し警察官に引き継ぐこととなっている。

④　救急病院の対応（死亡している蓋然性が高い場合でも救急病院で引き受けていただけること）

　⇒・明らかに死亡していると判断ができない場合、あるいは関係者から当該傷病者の病院搬送を強く依頼された場合は搬送している場合がある。

⑤　その他、救急として孤独死等が増える現状について考えること、警察及び健康福祉行政への希望

　⇒・現在のところ特になし